

米中原子力協力協定(1)

【経緯】

- 1985年11月：米国議会上下両院が合同決議で米中原子力協力協定(現協定)を承認
- 1985年12月：旧協定発効、有効期間は30年間(2015年12月まで)
ただし、実際の協力は、1989年の天安門事件や1995～96年の台湾海峡危機等による米中関係の悪化により、1998年にクリントン大統領による協力凍結の解除、核不拡散の保証及び議会レビューが終了するまで行われず
- 2013年：米中両国が協定失効に備え、協定交渉を開始
- 2015年4月：オバマ大統領が新協定に署名、同協定を核拡散評価書(NPAS)とともに議会に上程
- 2015年5月：上院外交委員会が新協定に係る公聴会を開催
- 2015年7月：下院外交委員会のアジア太平洋小委員会とテロリズム不拡散貿易小委員会が新協定に係る合同公聴会を開催
- 2015年7月末：90日の審議期間が終了。2015年10月29日に発効

【新協定のポイント】

- **プルトニウム、ウラン233、高濃縮ウラン(HEU)の貯蔵**：両当事国が同意した施設でのみ貯蔵
- **再処理、形状または内容の変更**：事前同意を付与。協定対象核物質の再処理、形状または内容の変更が行われる施設は、IAEAの査察が適用される施設でのみなされ、そのような施設がない場合、または既存の施設があっても十分な設備容量がなく、タイムリーに再処理、形状または内容の変更を行うことができず、あるいは施設がそれらに適しておらず、それらの旨を両当事国の適切な所管官庁が書面で合意する場合は、IAEAとの保障措置協定に従い、各当事国が指定するIAEA保障措置が適用となる適格施設においてなされる
- **転換、20%未満のウラン235の濃縮、低濃縮ウランの製造、照射後試験、低濃縮ウランの製造のためのウランの混合または希釈及び照射ターゲットからの放射性同位体の分離**：事前同意を付与
- **有効期間**：30年間（延長に係る規定はなし）

米中原子力協力協定(2)

【新協定のポイント】(続き)

- **再移転**：協定に従い移転された資材、設備、構成部分、技術及び情報と、そのような資材、設備、構成部分、技術または情報の使用若しくは使用を通じて生産された特殊核分裂性物質は、両国が合意しない限り、両当事国の領域的管轄外の認められていない者に移転されない。その詳細は以下の通り。

✓ **再移転の要件**：

- ①協定に従う資材、設備または構成部分(「品目」と呼ぶ)、技術または情報の移転に先立ち、移転を実施する「移転国」は、「非移転国」の領域的管轄外の第三国や目的地への品目等の移転につき、非移転国に対し書面での同意を要求し、両国は移転条件につき合意する、
- ②移転国は、移転国の領域的管轄外の第三国や目的地の適切な所管官庁に対して、移転する技術や情報または品目が、協定における非移転国の義務下にあることを通知する、
- ③個々の国は他方の国に対し、領域的管轄外の第三国や目的地に移転したすべての技術またはその他の情報に関し年毎のインベントリ(目録)を作成し提供する、
- ④両国は各々の企業に対し、本協定の要求や協定に従う輸出入に適用される国内輸出規制や管理を知らしめる努力を行う。

- ✓ **技術と情報の交換**：協定の合意議事録で規定される特定の技術や情報の移転や、今後、両国の適切な所管官庁による合意に従い作成される管理取極めで特定される技術や情報の移転に必要な政府保証を得るため、両国は、以下に規定する手続きを取る。以下のサブパラグラフb.に規定される「事前に承認された活動や原子力技術のリスト」に含まれる特定の技術または情報の移転は、両当事国の適切な所管官庁によって共同で特定される。

a. 供給国が「事前に承認された活動及び原子力技術リスト」記載の技術や情報を以下のb.に規定する「事前に承認された企業リスト」記載の者への移転を許可した場合、供給当時国は他方の当時国にその旨を通知する。他方の当事国は、供給当時国に対し当該通知を受けた旨を書面で確認する。

b. 「事前に承認された活動及び原子力技術リスト」と「事前に承認された企業リスト」は、両当事国の適切な所管官庁によって共同で作成され、見直され、必要に応じて年毎に改正される。

c. 「事前に承認された活動及び原子力技術リスト」に含まれるためには、技術や情報が、i. 原子炉とそのため設備、ii. 核物質の転換のためのプラントと設備、または iii. プルトニウムを含まない核燃料製造、の原子力供給国グループのトリガーリスト(IAEAのINFCIRC/245/Part 1改正版)の3つのカテゴリーの内の1つに含まれる必要がある。

注：「事前に承認された活動及び原子力技術リスト」と「事前に承認された企業リスト」は、現時点では非公開